

社会資本整備審議会建築分科会
第3回室内化学物質対策部会議事要旨

1. 日時 : 平成13年12月3日(月) 10:00~12:00
2. 場所 : 国土交通省11階特別会議室
3. 出席委員 : 村上部会長、小谷部部会長代理、青木臨時委員、笹田臨時委員、巽臨時委員、鍵野専門委員、加藤専門委員、倉淵専門委員、古賀専門委員、小西専門委員、田辺専門委員、浜田専門委員、前島専門委員、水谷専門委員、渡邊専門委員

< 議事要旨 >

安全な建材であることを示すために、建材の生産者が住宅の生産者に対して情報開示を行い、住宅生産者が消費者に対して安全だと言えるような体制を検討する必要がある。

化学物質の発散量の等級区分は、民間規格でもよいのか。

建築基準法による基準は強制力を有しているため、法律レベルで根拠のある規格でないと引用が困難。JISやJASといった規格のない場合は、例えば国土交通大臣の認定を取得するという方法も考えられる。

建材の種類は多岐にわたるので、認定の件数が膨大になるのではないのか。

明らかにホルムアルデヒドを発散しない建築材料は規制対象から外すことが考えられる。

二次加工をした建材、例えばコーティングを施した建材では、その完成体で試験をすると考えるのか。

そのように考える。

汚染の原因となる建材そのものを規制しても、換気設備や部屋の大きさによって、室内濃度に、かなりばらつきがあるのではないのか。

室内の化学物質濃度を設計時において予測することは非常に難しい。標準的な状態で予測することとなる。

建築基準法では濃度の測定は考えていないのか。

濃度測定は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下「品確法」と記述。)で既に可能。建材、設備等の基準を守れば、通常の使用状態においては濃度超過は起こらないであろう、という内容で基準を作る必要があると思われる。

室内濃度は気候等により大きく変動するので、義務づけとしての基準としては設定しにくい。

換気設備について実際に使われるかどうかなど、規制の実効性についてはどうか。

換気量を大きく期待しすぎると、室内の温度が下がりすぎて、逆に居住者が換気設備を止めるおそれもある。ある程度適切に換気が行われる状態について想定する必要がある。

室内のホルムアルデヒド濃度をデシケータ値を用いて推定する場合、アクリルデシケータ法等測定方法の違いによる補正について、今後検討をする必要がある。

輸入建材についてはどのような扱いになるのか。

輸入建材についても同様に、JIS、JASの取得等なんらかの手続きが必要となるものと考えられる。

クロルピリホスについては禁止されると考えて良いのか。

そのように考える。アメリカでは既に使用禁止、日本でも既に事業者団体において自主的に使用しないことを決定している。

ホルムアルデヒドについて規制される部位は、品確法と同じと考えてよいのか。

必ずしも同じ基準になるとは限らないと考えられる。室内濃度に有意な影響があれば、規制の対象になると考えられる。

最近のライフスタイルでは長時間住宅に不在で空気がこもるケースも多い。換気設備というよりも、自然換気で空気を入れ換えておくことができるような、建築の構造上の技術開発が必要かと思われる。

換気設備は必ずしも機械換気に限ったものではなく自然換気も有効なものなら考慮される。

建築基準法の規制が導入された場合、品確法との整合はどのように考えているのか。

その場合は、建築基準法の規制のレベルと品確法における等級レベルとの整合性について検討する必要があると考えている。

最終的に厚生労働省の指針値以下とすることを目標とするという趣旨を報告に記述しておいた方が明快なのではないか。また、ホルムアルデヒド以外の物質については、濃度超過をしている件数だけの問題ではなく、ある住宅では突然非常に超えていたりすることも問題。

設計者の立場からすると、濃度指針値のようなものよりも、建材の種類と量といったような基準の方がわかりやすい。ただ、どのような材料が規制対象となるかは大きな問題である。地域の零細な事業者がどう対応できるか、という視点が必要。

建材のホルムアルデヒドの測定方法には、海外でもいろいろな方法があるので、日本独自のデシケータ法との相互関係を調べておくことが必要。

既設の改修についてはどのように考えているのか。

既存住宅の改修技術については別途研究を進めており、ここで得られた情報を開示するとともに、住宅金融公庫の改修時の割増融資の予算要求を行っている。

今後のスケジュールについて、年明けに再度ご審議いただき、部会報告としてとりまとめをお願いしたい。

(以上)